北上市下水道事業管理規程第3号

北上市下水道事業文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年8月30日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市下水道事業文書取扱規程の一部を改正する規程

北上市下水道事業文書取扱規程(平成26年北上市下水道事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(収受及び配布)	(収受及び配布)
第9条 下水道事業に係る文書は、下水道課において収受し、	第9条 下水道事業に係る文書は、下水道課において収受し、
次の各号により配布しなければならない。	次の各号により配布しなければならない。
(1) 文書 <u>及び物品は、親展のものを除き</u> 、開封のうえ、文書	(1) 文書は、開封のうえ、文書の右下部余白に受付印を押印
の右下部余白に受付印を押印(課長が別に指定するものを	(課長が別に指定するものを除く。) すること。
除く。)すること。	
(2) 親展その他開封すべきでないと認める文書(以下「親展	
文書」という。)は、封をしたまま受付印を押印し、親展	
文書収受簿に記載のうえ、管理者あてのものは課長に、そ	
<u>の他のものについては名あて人に配布し、受領印を徴する</u>	
<u>こと。</u>	
<u>(3)</u> 審査請求、訴訟等到着の日時が <u>、効力</u> に影響を及ぼす文	<u>(2)</u> 審査請求、訴訟等到着の日時が <u>効力</u> に影響を及ぼす文書
書は、その受付印の中に到着時刻を明記し、特殊文書収発	は、 <u>特殊文書収受簿</u> に記載のうえ、その封筒を添えて当該

<u>簿</u>に記載のうえ、その封筒を添えて当該事務を所管する課 に<u>配布し、受領印を徴する</u>こと。

- (4) 通貨、有価証券等 (以下「金券等」という。) を添付してある文書 (次号の文書を除く。) は、その余白に、受付印を押印するとともに、金券等の種類及びその金額を表示し、金券収受簿に記載のうえ、前号に準じて配布すること。
- (5) 書留扱い(引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送 達その他これに類するものを含む。)の文書は、特殊文書 収発簿に記載のうえ、第3号に準じて配布すること。
- (6) 「略]

事務を所管する課に配布すること。

(3) 通貨、有価証券等を添付してある文書は、特殊文書収受簿に記載のうえ、前号に準じて配布すること。

(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。